

森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）実施要領の運用について

令和8年5月18日
8 森 第 2 3 5 号
最終改正 令和8年7月14日
8 森 第 3 0 2 号

1 趣旨

森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）の実施に当たっては、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号）及び森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）実施要領（令和8年5月15日付け8森第212号。以下「要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

2 対象事業及び事業内容等

（1）要領別表に定める「危険木」とは、次に掲げる木竹とする。

- ア 枯損木
- イ 不良木
- ウ 傾倒木

（2）要領別表の事業採択要件に定める「危険木の影響が及ぶ範囲」とは、次に掲げるものとする。

ア 「倒木のおそれがある危険木の影響が及ぶ範囲」とは、危険木が倒木となった際に直接影響を与える範囲とする。

ただし、危険木の根元を起点として、斜面下方向に対しては樹高と同程度、斜面横方向に対しては10mまでの範囲とする。

イ 「流出のおそれがある危険木の影響が及ぶ範囲」とは、地形等を考慮した上で、豪雨等により流木被害が発生すると想定される範囲とする。

（3）要領別表の事業採択要件に定める保全対象ア～ウとは、次に掲げるものとする。

ア 「公共施設」とは、学校、官公署、病院、不特定多数の人が利用する集会場等をいう。

イ 「集落」とは、2戸以上の人家の集まりをいう。

ただし、斜面对策における「集落」は、上記に加え、互いに隣接（人家相互の距離が20m以内であること）していなければならない。

ウ 「集落内の生活道路」とは、一般の生活に供される道路とし、道路法第2条第1項に規定する道路、林道又は農道をいう。

ただし、斜面对策における「集落内の生活道路」は、上記に加え、次のいずれかに該当しなければならない。

（ア）集落から100m以内に位置する道路

（イ）公共施設から100m以内に位置する道路

（4）要領別表に定める斜面对策に係る施工範囲は、以下の条件を満たす範囲とする。

ア 斜面横断方向は、同別表に掲げる保全対象の両端にそれぞれ10mを加算し

た範囲までとする。

イ 斜面下部は、法尻とする。

ウ 斜面上部は、撤去対象となる危険木のうち最上部に位置する危険木の根元を起点とし、当該樹木の樹高に相当する距離を斜面上方向に延長した範囲までとする。

(5) 要領別表の補助対象経費に定める植栽の施工範囲は、危険木及び倒木の撤去後の裸地に限るものとする。

(6) 要領別表に定める指定の木製看板とは、次の規格等を満たすものとする。

ア 規格

- ・横型（表示面サイズ A 3 版 297×420mm～A 2 版 420×594mm 程度）
- ・縦型（表示面サイズ 200～250×500～600mm 程度）

イ 表示例

- ・この事業は「京都府豊かな森を育てる府民税」を活用して実施しました。
- ・令和〇年度京都府豊かな森を育てる府民税活用事業 など

ウ 材質

木製（府内産木材）で耐久性のあるもの

3 事業実施計画の協議

(1) 要領第4第2項の規定により市町村から補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）から実施計画提案書が提出された場合、事業実施地域を所管する京都府広域振興局の長又は京都府京都林務事務所の長（以下「局長等」という。）は、別記第1号様式により京都府農林水産部長（以下「部長」という。）に協議を行うものとする。

(2) 部長は、局長等から協議を受けた実施計画提案書の内容を確認し、異存がない場合は、その旨を局長等に通知し、別記第2号様式により予算の範囲内で割り当てるものとする。

(3) 局長等は、前項の通知を受けて実施計画提案書を承認するものとし、承認した場合は、別記第3号様式により補助対象事業者に通知するものとする。

4 交付決定の通知

規則第7条の規定による通知は、別記第4号様式によるものとする。

5 実績報告

(1) 要領第8に規定する実績報告書に添付する写真は、施工位置、内容、数量、活動人数の判別が可能なものとする。

(2) 要領第8に規定する実績報告書に添付するその他知事が特に必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 活動者の名簿

イ 短期傷害保険やボランティア保険等に参加した場合は、保険証等の写し

ウ 請負契約により事業を実施する場合は、見積書、契約書（請書）、出来高書、請求書等、事業の実施内容及び数量が分かるもの

エ その他、事業の実施状況確認に必要なもの

6 検査

(1) 規則の規定による調査は、局長等が指定した職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

(2) 検査員は、検査後速やかに検査記録調書（別記第5号様式）、検査報告書（別

記第 6 号様式) を作成し、局長等に報告するものとする。

7 補助金の額の確定通知

規則第 14 条第 1 項の規定による通知は、別記第 7 号様式によるものとする。

8 事業の報告

局長等は、規則第 14 条第 1 項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに別記第 8 号様式に次の書類の写しを添付して部長へ報告するものとする。

ア 要領第 8 の規定により提出された要領別記第 5 号様式の添付書類 (1)、(3) 及び (4)

イ 本運用 6 (2) により報告された検査記録調書、検査報告書

9 留意事項

(1) 撤去の対象となる危険木、倒木及び流出土砂等は、山地災害危険地区又はその上流に存する森林内にあるものとし、道路、河川や砂防施設等の他の法令の所管に係るものは、原則として除くものとする。ただし、事業地内に放置することにより、事業の円滑な推進に支障となることが明らかな場合はこの限りではない。

(2) 事業において撤去された土砂は、「昭和 46 年 10 月 16 日付け環境第 43 号廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」第 1 の 2 (1) のアにより、廃棄物の取扱いをしないものとする。

(3) 原則として、事業において撤去された危険木、倒木及び流出土砂等については、京都府産業廃棄物処理業者に搬出させるものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) と局長等において協議を行い決定する。

(4) 事業費の計上については、補助事業者と局長等において協議を行い決定するとともに、次に掲げる事項に留意する。

ア 危険木、倒木及び流出土砂等処分の費用は、京都府産業廃棄物処理業者名簿又は国交省ストックヤード運営事業者登録簿に記載のある処分場等へ搬出した場合のみ計上することとし、消費税を含めた実費を計上するものとする。

イ 山地災害防災マップ等作成を行う場合は、「京都府臨時労務員の基本給与日額等の取扱」の重作業の単価を最大 5 人日まで計上できるものとする。

ウ 山地災害防災マップ作成等に係る会場費や印刷コピー費については、消費税を含めた実費を計上するものとする (食料費及び他箇所見学遠征等のための費用については、対象としない)。

エ 短期傷害保険・ボランティア保険費の計上については、全加入人数を対象とするものとする。

(5) 損失補償については、行わない。

(6) 局長等は、補助事業者に対し、事業が行われたことを確認するために、事業実施前後の写真等を提出させるよう指導するものとする。

10 その他

その他、要領に係る運用については、必要に応じて、局長等と森の保全推進課長が協議し、対応を決定するものとする。

附 則（令和８年５月１８日８森第２３５号森の保全推進課長通知）
この運用は、令和８年５月１８日から施行する。

附 則（令和８年７月１４日８森第３０２号森の保全推進課長通知）
この運用は、令和８年７月１４日から施行する。

別記
第 1 号様式

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域振興局長
(京都林務事務所長)

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）
の事業実施計画の協議について

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）について、下記
のとおり実施計画提案書の提出がありましたので、協議します。

記

- 1 年度集落の森安心・安全創造事業実施計画提案書等
(要領別記第 1 号様式 付表 1, 2, 3)
- 2 集落の森安心・安全創造事業 箇所別チェックリスト (振興局用)
(第 1 号様式 付表)
- 3 山地災害危険地区調査取りまとめ様式
(様式 1-1、様式 2、様式 3)
※該当する様式
- 4 保安林関係資料等
※保安林の場合、保安林指定調査地図の写し等
※保安林に指定する見込みの森林の場合、保安林指定同意書の写し

第1号様式 付表

集落の森安心・安全創造事業 箇所別チェックリスト
(振興局用)

(振興局名:)

(事業箇所名:)

分類	項 目	CHECK
共通	① 山地災害危険地区に指定されている (山 ・ 崩 番号 ランク)	☐
	② 保安林に指定されている(未指定でも実施可)	☐
	③ 実施計画提案書に法令関係等チェックリストが添付されている	☐
	④ 実施計画提案書に森林所有者一覧表が添付されている	☐
斜面対策	① 府民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすおそれのある危険木の対策を講じる計画である	☐
	②-ア 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>公共施設</u> がある ※1 公共施設が避難所に指定されている場合は、その他特記事項に記載すること	☐
	②-イ 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>集落</u> がある	☐
	②-ウ 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>集落内の生活道路</u> がある ※1 生活道路が避難経路に指定されている、迂回路のない道路又は通学路等である場合は、 その他特記事項に記載すること	☐
	③ 施工範囲が0.1ha以上である	☐
	④ 事業実施後に指定の木製看板を設置する計画である	☐
渓流対策	① 府民の生命、身体及び財産に影響を及ぼすおそれのある危険木の対策を講じる計画である	☐
	②-ア 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>公共施設</u> がある ※2 ※1 公共施設が避難所に指定されている場合は、その他特記事項に記載すること	☐
	②-イ ※2 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>集落</u> がある	☐
	②-ウ ※2 伐採・撤去を計画している危険木の影響が及ぶ範囲に <u>集落内の生活道路</u> がある ※1 生活道路が避難経路に指定されている、迂回路のない道路又は通学路等である場合は、 その他特記事項に記載すること	☐
	③ 事業実施後に指定の木製看板を設置する計画である	☐
その他特記事項	(考慮すべき事項について記載)	

※1 優先度に関わるため、該当がある場合は記載すること

※2 保安林内で実施する場合は、該当が無くても実施可能

第2号様式

番 号
年 月 日

広域振興局長 様
(京都林務事務所長)

農林水産部長

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）
の予算の割り当てについて（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で協議のあった事業実施計画について、下記のとおり予算を割り当てますので通知します。

記

事業箇所及び割当額

事業箇所	割当額（円）
計	

第3号様式

番 号
年 月 日

補助対象事業者 様

広域振興局長
(京都林務事務所長)

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全
創造事業）事業実施計画の承認について

年 月 日付けで提出のあった実施計画提案書については、下記のと
おり承認しましたので通知します。

記

1 事業実施箇所

2 補助対象事業者

3 事業費 円

4 補助金 円

第4号様式

指令第 号

補助事業者

年 月 日付けで申請の森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）補助金については、豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

広域振興局長
（京都林務事務所長）

（交付条件）

- 1 補助金交付の対象とする事業は、 年 月 日付けで申請の森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業者は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）、交付要綱及び森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）実施要領（令和8年5月18日付け8森第212号）及び運用（令和8年5月18日付け8森第235号）を遵守しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により整備した箇所について、補助金交付の年度の翌年度から起算して5年以内に土地の全部若しくは一部を転用や用途変更しようとする場合又は補助目的を達成することが困難となる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、公共の用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由による場合で、あらかじめ知事に協議したときはこの限りでない。
- 4 交付された補助金の収入及び支出に係る資料等は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が知事の付した条件に反した場合、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

第5号様式

検 査 記 録 調 書

事業名	森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）		実施箇所		事業主体名	
本年度 割当額	事業費	円	補助金交付指令		年 月 日付 京都府指令 第 号	
	補助金	円	補助金交付指令(変更)		年 月 日付 京都府指令 第 号	
出 来 形 検 査 の 状 況						
※確認資料欄には、内容数量が分かる写真・図面・契約書・領収書・伝票等の添付資料を記載						
検 査 事 項				判 定	備 考	
実 施 内 容	数 量	単 位	確認資料			
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
				合 ・ 否		
実 施 状 況 等 の 書 類 整 備 状 況		良、可、不可			良、可、不可	
事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
府 の 検 査 結 果		合 ・ 否		検査立会人 (補助事業者)		
検 査 年 月 日		年 月 日				
検 査 員 職 氏 名						

第6号様式

検査報告書			
年度 にかかる完成検査の結果は別紙のとおりでした。			
年 月 日			
京都府	局（所）長 様		
(検査員)		局（所） 職氏名	課 印
検査結果報告書			
京都府知事 様		番 年	号 月 日
		京都府 局（所）長 印	
年度 にかかる完成検査を実施させました結果、別紙のとおりでした。			
上記に相違ないことを証明します。			
年 月 日			
京都府会計管理者	様		
(所属長等)			印

第6号様式 付表

補助金交付先

[illegible]

第 7 号様式

番 号
年 月 日

補助事業者 様

広域振興局長
(京都林務事務所長)

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全
創造事業）補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 指令第 号に係る森林防災機能強化事業（集
落の森安心・安全創造事業）の補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭
和 35 年京都府規則第 23 号）第 14 条の規定により、下記のとおりその額を確定しま
したので通知します。

記

補助金確定額 円

交付決定補助金額 円

第 8 号様式

番 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域振興局長
(京都林務事務所長)

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）
の補助金の額の確定について

年度森林防災機能強化事業（集落の森安心・安全創造事業）について、下記の
とおり補助金の額を確定したので報告します。

記

1 事業実施箇所

事業箇所名	事業主体	交付決定 補助金額 (円)	補 助 金 確 定 額 (円)

2 添付資料 別添のとおり